

# 1. 小学校入学（就学）までの流れ

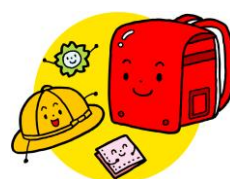
日本国民や日本の国籍を有する子どもの保護者は、6歳に達した子どもに9年間の普通教育を受けさせる義務を負います(学校教育法第16条)。

したがって、小学校に入学するまでの1年間で就学に関する手続きを行うこととなります。この手続きに関しては、年間スケジュールをもとに、認定こども園・小学校・教育委員会より配布される書類や案内通知を確認し進めましょう。

## \*令和9年度の入学対象者\*

令和2年4月2日 ~ 令和3年4月1日に生まれた子ども となります。

## \*小学校入学までの手続き\*



### ★小学校入学までのスケジュール★

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
就学時 健康診断					就学予定 者の確認 案内通知		健診実施	結果通知				
入学準備金								申込書 配布		申込書 提出	入金	
特別地域選択制				案内通知	選択							
指定学校変更	申請・承認											
区域外就学	いつでも申請は可能ですが、8月までに手続きを行うことで就学を希望する学校から各種案内が届きます。											
入学通知									就学予定 者の確認	配布		
教育相談	案内・申 込書配布	申込書 提出	教育相談 実施									
就学相談					案内・申 込書配布	申込書 提出	就学相談 実施					

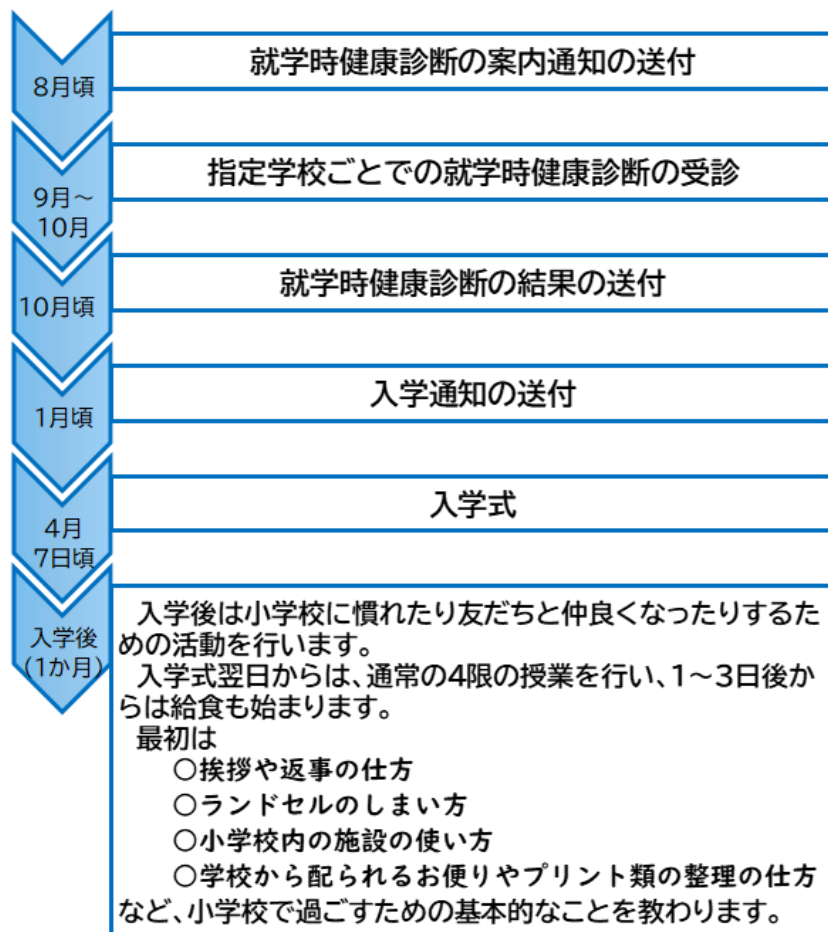
## \*指定学校とは\*

教育委員会では、それぞれの小中学校ごとに通学区域を設定し、子どもの住所(住民登録上の住所地)によって就学すべき学校を指定しています。その指定された学校のことを「指定学校」と呼びます。令和8年10月1日付けで住民登録がある地域の学校に指定されることとなります。



## ★年長児(5歳児)から小学校入学後 1か月まで★

小学校入学までの手続き等は、概ね年長児の夏ごろから始まります。七尾市教育委員会が必要と認めた場合、所定の手続きを行うことで指定学校の変更を行うことができる場合があります。



## \*就学时健康診断とは\*

「就学时健康診断」とは、翌年度に就学を予定している児童生徒の心身の状況を把握し、必要なアドバイスなどを行うために指定学校ごとに実施される健康診断で、教育委員会が実施します。例年8月ごろに教育委員会から通知します。

健康診断の内容として、内科・歯科・眼科・耳鼻咽喉科等の身体面および発達面の検査を実施します。これらは円滑に学校生活を送ることができるようにするための情報となります。疾病や異常があった場合は、入学時までに必要な治療を受けるようにしましょう。



## 就学準備期間に必要な応じて行う手続き

### \*入学準備金とは\*

ランドセルや体操服、筆記具など入学準備のために購入した学用品や通学用品の費用を入学前に援助します。配布対象者が定められていますので、詳しくは七尾市教育委員会教育総務課(0767-53-8435)までご相談ください。

入学先の変更等



### \*特定地域選択制とは\*

特定地域に指定されている地区に住民登録がある場合は、小学校を選択することができます。年長児の夏ごろに指定された学校を選択する案内が届きます。特定地域については、七尾市のホームページにてご確認ください。

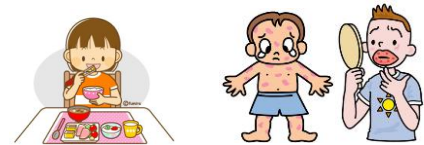
### \*指定学校変更とは\*

通学の利便性、部活動など学校独自の活動等を理由とする場合のほか、教育委員会が認めるときには、保護者の申請により七尾市内の他の小中学校に就学先を変更することができます。これを指定学校変更と言い、所定の手続きが必要になります。

### \*区域外就学とは\*

障害や疾病などの理由や教育的な理由のほか、教育委員会が認めるときは、保護者の申請により住民登録がある地域以外の学校に就学先を変更することができます。これを区域外就学と言います。

### \*食物アレルギー対応\*



食物アレルギーのあるお子さまへの対応として、給食に関する配慮(除去食)について話し合うことができます。配慮が必要な場合には所定の手続きが必要となりますので、**就学時健康診断**でお申し出ください。

### \*医療的ケア等への対応\*

心臓病等による運動制限やインスリン自己注射等の医療的ケアが必要なお子さまへの対応について話し合うことができます。配慮が必要な場合には所定の手続きが必要となりますので、**早めに**教育委員会へお申し出ください。

※ ご不明な点がございましたら、七尾市教育委員会 教育総務課【0767-53-8435】にご連絡ください。